

2005年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：刑事訴訟法（40分）

収賄事件で勾留されていた被疑者 X の弁護人 A は、検察庁において本件の担当検察官である P 検事に面談した際、「X が見えすいた虚構の弁解をやめて素直に金品授受の犯意を自供して改悛の情を示せば、検挙前に金品をそのまま返還しているとのことであるから、起訴猶予処分も十分考えられる案件である」旨、内意を打ち明けられ、かつ、X に対して無益な否認をやめ率直に真相を自供するよう勧告したらどうか、という趣旨の示唆を受けた。

弁護人 A は直ちに警察署へ赴いて、X に接見し、「P 検事は君が見えすいた嘘を言っていると思っているが、改悛の情を示せば起訴猶予にしてやると言っているから、金品をもらったのならば正直に述べた方がよい。早く本当のことを言って楽になった方がよかろう」と勧告した。

X は、弁護人 A の言葉を信じて、起訴猶予になることを期待した結果、その後の取調べから、検察官 P に対して、順次、金品をもらい受ける意図のあったこと、および、金銭の用途等について自白するに至った。その後の捜査によって、X の自白は他の証拠によって裏付けられた。

X が本件で起訴された場合、上記自白を録取した供述調書を証拠とすることはできるか、検討しなさい。